

(様式1-4)

檜葉町 復興交付金事業計画 平成28年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成31年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 基本国費率(a)(注3), 交付対象事業費(b), 交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c), うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c, 年度間調整額(注5)(該当する場合のみ記載) 年度間調整額(国費)(e), 調整後の交付金交付額(f)=d-e, 備考

Table with columns: 都道府県名, 担当部局名, 担当者氏名, 市町村名, 電話番号, メールアドレス

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

檜葉町 復興交付金事業計画 平成29年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成31年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
14	D - 5 - 1	災害公営住宅家賃低廉化事業	(檜葉町)	町	檜葉町	直接	3/4	(204,476)	(204,476)	(178,916)			【他事業より流用】(平成31年1月) 流用元:★F-2-1-1市街地復興効果促進事業 流用額:110,210千円(国費:96,433千円)(平成26年 度復興庁繰越分(当初分)) 流用後交付対象事業費:589,721千円(国費: 516,003千円)
								0	0	0			【他事業より流用】(平成30年1月) 流用元:★F-2-1-1市街地復興効果促進事業 流用額:222,906千円(国費:195,042千円)(平成25 年度復興庁繰越分(当初分)) 流用後交付対象事業費:479,511千円(国費: 419,570千円)
								<204,476>	<204,476>	<178,916>			
							合計額	(204,476)	(204,476)	(178,916)	(0)	(0)	
								0	0	0	0	0	
								<204,476>	<204,476>	<178,916>	<0>	<0>	

都道府県名	福島県	担当部局名	復興推進課	担当者氏名	鈴木 友夏
市町村名	檜葉町	電話番号	0240-23-6103	メールアドレス	yuka_suzuki@town.naraha.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。